~死亡保険金と税金について~

1. 死亡保険金に課税される税金の種類

保険料負担者(通常は保険契約者)、被保険者、受取人の3者の関係によって対象となる税の種類が異なります。なお、記載の税務のお取扱いは、2019年3月現在のものです。

	契約者 (保険料負担者)	被保険者	受取人	対象となる税の種類
1	A(夫)	A (夫)	B(妻)	相続税
2	A(夫)	B(妻)	A(夫)	所 得 税
3	A (夫)	B (妻)	C (子)	贈与税

①相続税の対象となる場合

受取人が相続人の場合、生命保険金控除の適用対象となることがあります。

詳細につきましては、所轄の税務署にお問い合わせください。

②所得税の対象となる場合

- 一時所得として課税されます。(確定申告が必要です)
- ●その年の1月1日から12月31日までの間に保険金以外に一時所得がない場合は、 次のとおりとなります。

((保険金+配当金+前納保険料等払戻し金) 既払込保険料合計額 (50万円)) × 1 / 2 ⇒ 課税対象額 収入金額 必要経費 特別控除 他の所得と合算して所得税の対象となります。

※収入金額・必要経費については、お手続き完了後に送付いたします『お支払明細書』に 記載しておりますので、お手元に届きましたらご確認ください。

③贈与税の対象となる場合

●その年の1月1日から12月31日までの間に保険金以外に贈与がない場合は次のとおりとなります。

受取金額-110万円(基礎控除)=課税対象額

2. 税金の申告期限

税金の種類ごとの、税務署に対する申告期日は次のとおりです。

①相続税

相続のあったことを知った日の翌日から10ヶ月以内

②所得税

所得のあった年の翌年の2月16日から3月15日まで

③贈与税

贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月15日まで

ただし、課税年度は、支払事由(死亡日)の発生した年度となります。

なお、請求および死亡保険金のお受け取りが、支払事由発生年度の翌年以降となった等、申告方法 その他納税についてご不明な点がある場合は、所轄の税務署にお問い合わせください。

3. 支払調書の提出

相続税法、所得税法の規定により、保険金額が100万円超の場合には、当社から税務署あてに 保険金のお支払内容を記載した支払調書を提出いたします。